

第2回

建設小委員会会議録

平成15年10月15日(水)

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

第2回 建設小委員会

日 時 平成15年10月15日(水) 午後2時00分

会 場 木曾川町役場3階 大委員会室

出席委員(9名)

委員長	川合 正高	木曾川町議会議員	副委員長	時田 晴彦	尾西市議会議員
委員	梶田 信三	一宮市議会議員	委員	柝倉 勲	一宮市学識経験者
委員	大島千恵子	一宮市学識経験者	〃	宮田 肇	尾西市学識経験者
〃	中島 路可	尾西市学識経験者	〃	五藤 久佳	木曾川町学識経験者
〃	杉本 尚美	木曾川町学識経験者			

議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 提案事項

協議建設第1号 上・下水道事業(1)について

協議建設第2号 建設関係事業について

3. その他

・建設小委員会の日程について

4. 閉会

森 輝義事務局長

お待たせいたしました。皆様おそろいですので、ただいまから「第2回一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会 建設小委員会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

本日のご出席状況ですが、委員総数9名のうち、ご出席が9名となっており、小委員会規程第6条第2項の規定により開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、前回ご提案申し上げました協定項目の附属資料は、お配りしてございません。お持ちにならない委員さんは、恐れ入りますが、お申し出いただきたいと存じます。

それでは、川合委員長さん、よろしくお願い申し上げます。

川合 正高委員長

どうも皆さんこんにちは。本日は、委員さん全員ご出席いただきまして、本当にありがとうございました。ようやく提案事項、そして協議事項、調整方針、これらの部分が出てまいりました。それぞれ精読なさっているかと思いますが、よく説明を聞いていただき、適切な判断をしていただかなければいけませんので、どうか、わからないことがございましたら、どんどんご質問していただきまして、協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でごあいさつとさせていただきます。

それでは、早速ではございますが、提案事項の協議第1号「上・下水道事業(1)について」議題とさせていただきます。

上・下水道事業につきましては、先般、9月18日の第1回小委員会において、事務局より基礎的な説明がなされ、ご協議いただいておりますが、本日は、事務局より調整方針案を提示してもらっております。

では、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

お手元の「建設小委員会次第」をよろしくお願い申し上げます。

議題といたしまして、提案事項、協議建設第1号、上・下水道事業(1)について、2つ目といたしまして、協議建設第2号、建設関係事業についてと、その2つを今回提案させていただいております。

はねていただきまして、1ページをお願い申し上げます。

協議建設第1号、上・下水道事業について、協定項目第23-23号、上・下水道事業に係る調整方針(案)を次のとおり提案するとさせていただきます。

調整方針でございます。水道料金については、当面は旧市町の区域ごとの料金体系で行う。2年以内に新市において統一する。なお、その際にメーター使用料を廃止する。

加入金については、合併時に一宮市の基準に合わせる。

下水道使用料については、当面は旧市町の区域ごとの料金体系で行う。2年以内に新市において統一すると書かせていただいております。

附属の協議資料、上・下水道事業（１）をお願い申し上げます。

これにつきまして、各委員さんのお手元の方に配付させていただきました上・下水道の１ページ、２ページでございますが、２ページの方に追加項目がございました。差しかえの方をよろしくようお願い申し上げます。お詫びして訂正させていただきます。

それでは、１ページをお願い申し上げます。

１．水道料金の徴収事務でございます。

調整方針、一番右を見ていただきますと、合併時に一宮市の事業に合わせるといふふうになっております。これは、どう２市１町で違うのかということでございますが、一宮・尾西は料金徴収が２カ月に１度、木曽川町は毎月ということで、こちら辺が違ってあります。あと、納付制において、一宮の場合、コンビニで納付できるということが特徴かと思われます。大きな点はその程度でございますが、こちら辺のところを鑑み、一宮市の基準に合わせるといふことで調整をとらせていただきました。

次に、２の水道料金でございますが、一番右、見ていただきますと、当面は旧市町の区域ごとの料金体系で行うと、２年以内に、旧一宮地区の用途別を口径別とし、料金は新市において統一する。

続きまして、３のメーター使用料でございます。

これについても同じでございますが、２年以内の料金統一に合わせて、メーター使用料は廃止させていただくということでございます。

資料の、３ページ、４ページでございます。

これは、前回のときに水道料金のご説明を申し上げます。一宮が用途別、尾西・木曽川が口径別ということで、形態が違う、方式の違い、あるいは料金も違うということでございます。

続いて、４ページの方にはメーター使用料がつけてございます。これも若干市町によって乖離がございます。これも２年間で調整をとらせていただいて、メーター使用料については廃止をする方向でということでございます。

戻っていただきまして、２ページの方をお願い申し上げます。加入金でございます。

加入金の料金体系、別紙３でございますので、これも恐れ入ります、５ページをお願い申し上げます。

これも、前回ご説明いたしたとおり２市１町で乖離がございます。調整方針を見ていただきますと、２ページでございます。一宮市の基準に合わせるといふことで、一概には言えませんが、口径によっては安いところもありますが、やや一宮が高いという体系になっておりますが、一宮市の基準に合わせさせていただきますたいということでございます。

このところの２のところ、加入金の（権利）となっておりますが、取り扱いといたしまして、一宮は、権利は土地についているものという考え方でございます。ですから、例えば、Ａ地区で家を建てて水道を引いた、それで加入金を払い、その後、１０年たって引っ越しして、Ｂの地点で、また水道を引っ張った場合、そういったときには、２回お払いいただく必要があると。

ところが、尾西市・木曽川町は、権利は加入金を納めた人につくと、土地ではなく人につくといった考え方で、市内、町内どこへ引っ越しされても２回目は要らないよということが大きな違いでございます。

この件については、根本的な考え方が違いますので、これは１年以内に調整を図ってまいりたいということでございます。

それで、その加入金が、やや高どまりの一宮に合わせるということでご説明申し上げましたが、それに伴って、これが、追加になった部分でございますが、5の給水申し込みに伴う配水管敷設工事となっております。

これは、簡単に申し上げますと、一宮の場合、3のところに小口径工事負担金というのが書いてございます。84万円を超えた額を徴収ということになっておりますので、例えば、自分のところに給水管を引くために、配水管、まあ給水管と配水管の説明はちょっと省略させていただきますが、要は水道の、道路の下にある本管から自宅まで引っ張ってくる工事が要ります。その工事が、例えば100万円がかかった場合、一宮の場合は84万円を引いた16万円をご負担いただく。尾西市においては、これは40万円が行政負担ですので、100万円がかかった場合は60万をご負担いただく。木曾川町は丸々全額負担だと。木曾川の場合は一部町負担の場合があるということで、これは特例的な例もございますが、概ねはこのとおりでございます。

ですから、この工事負担金と加入金を合わせて考えていただければ、必ずしも一宮の加入金に合わせたことによって、住民の方にご負担をかけるということは、一概には言えないということがわかりいただけるかと思えます。

続きまして、6の下水道使用料でございます。

これについても、水道料金と同様、2年間で検討させていただきたい。しかしながら、一宮地区の用途別を、従量制、逓増制にしたいと、これも2年後でございますけれども、ただし、公衆浴場と臨時用、工場廃液は残すということになっております。

この料金表については、6ページをご覧いただきたいと思えます。

これが、2市1町の下水道使用料の料金表でございます。2年間をもって調整を図らせていただきたいということでございます。

その後、7ページ以降でございます。

これは、前回、水道・下水道のあらましといったことを私どもの方からご説明させていただいたときに、各委員さんからいろんなご質問をいただきました。これについて、的を射た答えになっているかどうか、ちょっと自信はございませんが、用意させていただきました。

まず、7ページでございますが、水道料金の基本的な考え方ということでございます。

一宮市の場合は、昭和28年4月1日に公営企業法の適用を受けたということで、負担能力主義に基づいて料金設定がなされたということであります。料金といたしましては、家事用、業務用、公衆浴場の3種類に昭和50年に統一を図ったというものでございます。

尾西市においては、真ん中のドットの2行目からでございますが、水需要の多様化により用途区分が困難であること。従量料金は水量区分に応じた逓増制の採用により、一般家庭における改定率の緩和の配慮を望むという意見をいただいて、その答申に従って、昭和52年7月から、用途別から口径別に変えたという経緯がございます。

木曾川町においては、給水装置の口径の大小によって直接的経費の額に差異があるということをもって、口径の大小によって異なった基本料金を設定している。いわゆる口径別を使用しているということでございます。

それと、2段目と申しますか、料金制度は二部料金となっております、一緒でございますが、料金

制度の理由ということでございます。基本料金としての考え方は、料金算定期間における固定費用、これが基本料金にかかるものであると。固定費用というのは何かということになってまいります、人件費、修繕費、減価償却費等が基本料金のもとになる費用であります。

次に、超過料金は、いわゆるその変動費用、受水費、動力費、薬品費等、こういったものが変動費用で、これらが超過料金に反映されるといった考え方でございます。これは2市1町同一でございます。

はねていただきまして、8ページをお願い申し上げます。

下水道使用料の基本的な考え方でございます。これも概ね水道料金と似通った考え方でございますが、一番上の左、一宮市でございますが、用途別逓増従量料金制ということで、水道事業と同様、負担能力主義により料金設定がなされているということでございます。家事用、業務用、公衆浴場用、臨時用、工場廃液といった5種類に簡素化して料金をいただいているということでございます。

尾西市においては、2行目でございますが、使用水量が増えるに従い料金が高くなる累進従量使用料としていただいているということでございます。

木曽川町においては、水道使用料の段階別・水栓別を調査し、基本使用料と超過使用料の体系を取り入れているということが料金体系の考え方でございます。

料金制度の設定理由といたしましては、これは先ほどの水道と一緒にございます。基本料金については固定費用、超過使用料については変動費用を充てるという考え方で一緒にございます。

一番下の料金の考え方といたしまして、一宮市の欄を見ていただきますと、雨水に係るその処理費用というのは公費、いわゆる一般会計、税金で賄うものである。さらに、拡張事業の資本費(減価償却費、支払い利息)全額を一般会計から繰り入れて、下水道使用料の値上がりといいますか、単価抑制を図っているということでございます。

尾西市においては、4行目でございます。算定期間を平成16年から平成45年までの30年間として算出したということでございます。下の方を見ていただきますと、これだけで算定すると高い料金になってしまいますので、近隣市町との均衡を保ち、市民のコンセンサスを得ることも考慮に入れ、日光川上流域下水道管内の他市町村並みの下水道利用料とすることとなったということで、抑制が図られているということでございます。

木曽川町についても、平成16年度から21年度の6カ年間で算定したということでございますが、これも下の方を見ますと、このままの使用料だとやはり高くなってしまいうということで、町民の理解及び近隣市町との均衡が保てないということで、平均使用料原価の43.3%を使用料単価とさせていただいたというものでございます。

これが料金の考え方ということでございます。

続きまして、9ページでございます。

2市1町でどれだけ水を使っているのかといった質問でございました。平成9年度から14年度まで、その調定件数と使用水量を挙げさせていただきました。一番、それぞれの市町の右のところに、一月当たりの平均の立方メートルが書いてございます。

これは、一宮でいうと、家庭用とか、いわゆる業務用とか混在したアベレージのものでございますので、これを、例えば一般家庭に置きかえたらどうだということでございますが、これは書いてございませんが、一宮の一般家庭の場合、これは用途別をとっておりますので、すぐ明確にわかるんでございま

すが、一月平均 21.6 立方メートルでございます。

尾西市・木曽川町においては、用途別ではございません。口径別ですので、一般家庭で使われる 13 ミリ、これがすべて家庭というふうに仮定させていただきますと、尾西市が 1 カ月 26.0、木曽川町が 23.2 という使用料になっております。

続きまして、10 ページでございます。

県内の自治体の水道料金の料金体系を、用途別、口径別、用途・口径別、それから従量料金制ということで種別に分けさせていただきました。ここを見ていただいてわかりますように、やはり口径別の体系をとっているところが多いということがおわかりいただけるかと思えます。

11 ページが、同じく下水道使用料の料金体系でございます。

それぞれの自治体の右側に料金体系としまして番号が振ってございます。例えば、名古屋市は 2・3・5 と振ってありますので、従量制で累進制で水質の使用料制といった 3 つの制度を合わせた料金体系となっているということでございます。3 番目の一宮市は従量制と累進制、この 2 種類からの料金体系ということがおわかりいただけるかと思えます。

最後のページでございますが、12 ページでございます。

時田委員さんの方からご指摘があったわけでございますが、一宮市は、簡易水道がございまして。その簡易水道の状況を一覧にさせていただきました。

一番右の狐塚下渡と、小日比野河端、この簡易水道については、平成 14 年に上水道の方に統合いたしました。残りは 6 つでございます。今後も引き続き、上水道の方に統合を図っていくというスタンスで臨んでおります。

欄外に、6 簡水中 5 簡水が数年先までに統合の予定というふうには書かせていただいております。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

川合 正高委員長

ただいま事務局より、上・下水道事業についての説明がございました。

これに対しまして、ご意見・ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

杉本委員さん。

杉本 尚美委員

上・下水道の料金についてなんですけれども、料金体系を 2 年以内に新市において統一するということが書かれておりますが、どのようにして統一していくか、その方向性について教えていただけたらと思えます。

川合 正高委員長

事務局の方、お願いします。

伊神 正文事務局課長

先ほど、上・下水道の一覧も見ていただきましたように、それぞれ、やはり市町によって料金の乖離がございまして。水道料金については、それほど大きな差ではないですが、下水道は相当の差があるということで、その調整が、合併時までにされるのが望ましい姿であることは私どもも重々わかっておりますが、なかなか困難をきわめまして、今、杉本委員さんの方からご指摘のあった、その方向性ということでございます。これは、今後詰めていく話でございまして、今現段階でどのようにということは明

確には申し上げられませんが、例えば、一宮の料金体系を見ていただきますと、これも前回の資料で説明申し上げたように、いわゆる平均の使用料の家庭には低く、たくさん量を使われる方については、逓増制により、料金を高くするという料金設定がなされております。

今、私の立場で、この方式を今後も継続してやっていくということは明確には申し上げられませんが、やはりその水を使われる平均的な一般市民の方々の家庭のご負担を考えますならば、やはりこの考え方を踏襲して、一般的な使用料の方については低く抑えるといった方向性で考えられていくべきだろうというふうに考えております。

しかしながら、これは、今後2市1町の水道関係者が協議して決めていくものでありますので、今必ずこうするといった方針は出せませんが、概ねその方針にのっとった格好で進められていくものというふうに考えております。

以上でございます。

川合 正高委員長

杉本委員さん。

杉本 尚美委員

ありがとうございました。住民の負担を軽くする、そして、そればかりではなくて、上・下水道事業が赤字にならないというか、運営をきちんとできる範囲のところでもうまく調整していくということが重要になってくるかと思うんですけども。

我々住民の立場からしますと、やはり数字で、この料金で合わせてもらおうと、運営上はこんな感じになるだろう、赤字になるだろうとか、何とかやっていける範囲内だろうとかということで、将来どうなるのかというその見通しがわかるのですけれども、事務局の方で、この数字をシミュレーションとして出すということは、今の段階では難しいのかもしれませんが、この委員会の中でも、一度シミュレーションという形で、数字で、もし表すことができたら、非常に住民としてはわかりやすいんですけども、いかがな感じでしょうか。

川合 正高委員長

事務局、お願いします。

伊神 正文事務局課長

一度担当の部署と協議をさせていただこうと思いますが、例えば、それがもし今の段階でお示しできるということならば、逆に料金設定ができるということになってまいりますので、お出しできるかどうか分かりませんが、一度原課の方と調整をとらせていただきたいと思います。

川合 正高委員長

杉本委員。

杉本 尚美委員

ありがとうございます。

あと、一つ気になりましたのが、そのシミュレーションの数字なのですけれども、その数字、尾西の方で住民投票を行うということですので、それまでにシミュレーションというのは作られるご予定でいらっしゃるのでしょうか。

私どもは木曽川の代表ですので、木曽川住民としては、この小委員会ずっと続けていく中で、一度出

していただければ、今まで払っていた水道料金よりも高くなるのか、低くなるのか。そして、それが今後新市になった場合に、その水道事業を行うに当たって、運営上どういう感じなのかということについて、理解はいずれできると思うのですけれども、尾西の方々は、このシミュレーションについて、どういってお考えを持っていらっしゃるのかなということを少し思うのですけれども。

川合 正高委員長

はい、わかりました。

事務局。

伊神 正文事務局課長

先ほどの私の答えで、必ずしもシミュレーションがお出しできるかどうかお約束できるものではないというふうに申し上げました。これは、先ほど原課と調整させていただくということで、お時間を頂戴するというごさぐさでしたが、尾西の住民投票までにこれを開示できるかどうかということごさぐさありますが、私どもの考え方といたしまして、特別、尾西の住民投票に合わせて云々ということはなく、すべからく住民投票にしる、それから私どもが開催する住民説明会にしる、すべてこの協議会でご承認いただいたものしか出さないという理解であります。

私どもの住民説明会も、年明け1月の中旬ごろから予定いたしております。それから、尾西市が住民投票、2月中旬ごろというふうに承っておりますが、それらの提出資料については、全て協議会にご提出し、皆様方の承認をいただいてから、それらの投票なり説明会にご提案、ご提出申し上げるという考え方であります。

何度もすみません、繰り返して申しわけありませんが、先ほど杉本委員さんのおっしゃった今後のシミュレーションみたいなものを提出ができるか否かは、今後ちょっと協議させていただいて、また後日ご報告申し上げたいということで、ご容赦いただきたいと思っております。

川合 正高委員長

よろしゅうございますか。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

中島委員さん。

中島 路可委員

これは、合併とは本来係りないということかもしれませんが、今日、お見せいただいたことで、大体各市の1戸当たりの使用料というのは、もう平均的な意味でそろっていると。そうしますと、今、杉本さんから質問といいたししょうか、シミュレーション云々ということがございましたけども、ずっと、そういう意味では、皆さんそれぞれ町で生活しておられるわけですから、そこら辺から大きく外れることはないだろうという感じはいたしますけれど。

一度、やっぱりどうなるかということについては、金額の大小ということじゃなしに、そういう作業をできるだけ早くシミュレーションということについてはお願いしたいという、今、杉本さんから尾西市の方はどうですかということがございましたので、私としてはそんなことをちょっと感じます。

それと、最初に申し上げた、これはどれぐらい、例えば、井戸水を使っておられる方というのは、統計としてはどれぐらいあるんでしょうかということなのですが、今数字を知りたいとか、そういうことではございません。これは、例えば下水料の料金設定のときに、上水からの使用料で計算されますね。

ところが、井戸水を使っている方というのは、数が少なければ、そのところは目こぼしということになっちゃうかもしれませんが、それがかなり多いと、その人たちのために、上水だけに頼っておられる方々が、下水道のいろんなものを負担していくということになってまいりますね。そこら辺のところはどんなことになるのかな。

それから、また若干、私たち、本当は水の種類が外国では2種類ぐらい、杉本さん、あるのですね。汚い上水と飲料に適する上等な上水と言ったらいいのでしょうか、といいますのは、どこも小さな家庭菜園等をやっておりますと、非常にもったいないのですけども、上水道を散水、つまり畑の水やりに使っていると。それは下水に全然入っていかないわけですね。

そういうことについての配慮、本来必要、細か過ぎて、これはとてもじゃないけどやれませんかということかもしれませんけども、そんなことについては、お考えになったことがあるのかどうかというあたり、これ本来合併に、最初に申しあげましたように、合併の問題とは本質的にはかわりないことかもしれませんが、ちょっとお尋ねしておきたいです。

川合 正高委員長

事務局、お願いいたします。

丹羽 正昇一宮市水道部業務課長

私、水道部の者でございます。

まず、今のご質問にお答えしますが、井戸水でございます。井戸水は、自家水と申しておりますが、水道のない方が自家井戸を掘って、それを飲料に充てるというようなことで生活してみえる方もあるわけでございます。

こういった方が下水道区域に入っていくということであれば、私どもの今の一宮の計算の仕方を申し上げますと、井戸水を使ってみえる方で、口径の大きい場合につきましては、その汲み上げる量をはかる、水道メーターと同じようなメーターを付けさせていただいて、それを読ませていただくと。それから、口径の小さいものと、砂やなんかを汲み上げまして、メーターがすぐに止まるというようなこともございますので、これは1日何時間運転すると何立方メートル使うというような計算をしまして、認定をさせていただくと、こういうようなことで下水料金を計算させていただいております。

2点目の水道を散水に使ったらと、こういうことですが、今、一宮で合流式と分流式という下水道がございます。今回、来年度供用開始になる区域がございますが、一宮・尾西・木曾川それぞれ供用開始するわけでございます。この区域につきましては分流式でございます。従いまして、水道のメーターで散水されても、実際には下水に流れないわけでございます。でございますが、料金としましては下水道料金をいただくというようなことになってまいります。

ただし、私ども考えますに、水道を2つに分けていただいて、メーターも2つにすると。片方は散水専用ですと、片方は飲み水に使いますと、こういうふうに分けていただけますと、飲み水の方は下水の方へいずれ流れてくると、こういう形で私どもは計算をさせていただいております。よろしく願いいたします。

川合 正高委員長

ありがとうございました。

はい、副委員長さん、時田さん。

時田 晴彦副委員長

生活水ですからね、当然これ県水の扱い具合、全部市町によって違うんですね。だから、よしんば今度合併したときに、どういう水になるだろうかというのが住民が一番心配することだと思うのです。どの水が欲しいか、欲しくないかというのは、飲んでみないとわからんことですが、当然、県水と地下水との比率によって、水いうものは本当に違ってくるわけですね。

木曽川町さんは、ほとんど県水を使ってみえる。尾西は約 30%、一宮市さんは 16% 県水を使ってみえる。それが、今の使っている配管を、結合するのか、いや、今までのとおり、木曽川町さんが使っているところは木曽川町さんで水を使うのであるか、それとも尾西は尾西で使うのか、そういうものが見えてこないのですね。

それで、この町全体を、もう 2 市 1 町になったときに、この配管がどういうふうに、今の現状のままでも何も接合しないですよと、木曽川の水は木曽川の水、尾西は尾西の水というふうに解釈するのか。いや、水は新しい気持ちで生活必需品として皆さん方の重要な水であるから、この新しい町のブレンドのいい水、ここに、「奥飛驒の名水」と書いてありますので、そういうような形になるのか、そこら辺が見えてこないんです。

ただ 2 年後に料金はこうなりますよと、そしたら水自体がどうなってくるかということをもっと説明しないと、今度住民の皆さんが一番、料金もさることながら、水の質がどうなってくるか、変わってくるのか、木曽川町さんが一宮のいい水をいただくのか、尾西の水というか、木曽川町の方が悪いとは言いませんけれども、地下水の水を汲んだ方がいいというふうに我々は感じておりますから、そこら辺がどういうふうになってくるかというのが見えませんから、ちょっと教えてほしい。

川合 正高委員長

事務局、お願いします。

浅野 光幸水道分科会長

今の質問の件ですけど、確かに一宮市は県水が 16% ぐらいと、それから、尾西さんは 27% ぐらい、木曽川町さんは 70% ぐらいと、県水と地下水と、どこが一番違うかという、当然温度が違ってくるということだと思います。

それで、将来的にどうするかという話ですけど、現在それぞれの各市町さんが水を送っているというときにおいても、圧力が違います。一宮と尾西と木曽川それぞれ違います。当然それは各市町の実情に合わせて水圧で送っていると。そこをまず統一しなければならない。統一するに当たっては、当然ある程度の口径の太い管をお互いにつないで、一つのプールということになれば、全部一つのことにはできると思いますけど、当面の間は、それぞれの今の配水場を中心のブロック給水のような格好にして、それが最終的に、一つの、すべて新市の中で管網になるようなことが終わった段階において、一つになるだろうというふうに考えております。

当然、それまでの間の各ところの施設については、どこか 1 カ所のところで集中的な管理はするということには考えておりますけど、当面はブロック給水という格好になるかと思えます。

以上でございます。

川合 正高委員長

よろしいですか。

時田委員。

時田 晴彦副委員長

当面と言うけど、結局何ら変わらないよということになるのですよね。やっぱりそこら辺の長期展望も入れていかないと、住民にとっては、本当に水というのは、買って、飲むようになりましたからね、こういう売っているものを飲むということは、今の水道水に不満を持っているということですよね。それを取り払うのは、今度の2市1町が合併したときに新しい水が供給されるのですよと。それはブロックはいいよ、だけど、そんなものがいつまでも、そうずっと続くわけじゃないし、当然敷設換えもしなくてははいけない。そのときに庄もどうのこうのと書いていたら、何も変わってこないですね。

だから、要は、そういうふうに将来的にこうなりますよという、アドバルーンを上げていかないと、このままでは合併の意味がなくなってしまう。一番重要なのは水だと思います。水がなければ生活できないから。売っている水を使えばいいといっても、当然、水道をひねって、出る水が一番重要ですので。

そこで、先ほど中島さんが言われた、いろいろな水の使い方もあるわけですね。だから、新しいものをどんどん取り入れながら、新しい町をつくっていくんだというイメージにもなると思うものですから、そこは、やっぱり長期展望でこういうこともあり得るということを、しっかり明確に入れることも重要なことだと思います。

それと、一番問題なのは、町境、市境にある場合、例えば、今の木曽川町さんのところにおいて、私はやっぱり県水よりも、地下水の一宮市の水を飲みたいと言ったときには、どういうふうに対応するかということも決めておかないと、ブロック制というだけでは対応できない問題もある。

尾西と一宮の場合も、境界で、当然道路のないところで区分されていますから、水道管にしても、私は一宮の水を飲みたい、いや、私は尾西の方のブロックの水を飲みたいというときの対処はどうするかということも明確にしておかないと、あなたは旧尾西地区だから尾西のところととりなさい、いや、一宮のところだから、旧一宮のところととりなさいとか、木曽川町でとりなさいというようなやり方ですと、今回の、いろんなものを一宮市さんに合わせるとなると、いろいろ問題が私は出てくると思います。だから、その辺をもっと明確に示しながら研究して行ってください。今日出してくれとは言いません。

川合 正高委員長

一応研究課題ということでよろしゅうございますね。

それでは、ほかにございますか。

梶田委員さん。

梶田 信三委員

すみません、時田副委員長さんのお話にちょっと関連いたしますけども、これは、実は飲み水だけの問題じゃございませんで、例えば、市境のところの消火栓、火災の場合の消火栓の、火災になったときに、どうしても市境になったところは圧力が弱くなるんですよね。非常になかなか消火に不便を来しておるような現状でございますので、そこら辺も一度ぜひ何らかの形で、速やかに、できるだけ早く、お互いに新市、一つになるわけでありますから、一つになったら、そこだけは、火災になった、遅くなった、燃えちゃったでは、これはちょっと困りますので、ぜひご検討をお願いしたいなと思います。

それと、もう一つだけ、先ほどのご説明の中で、下水道料の加入金ですね。これは各市町で違っていましたよね。一宮市は権利が土地についている。それから尾西市と木曽川町さんは、それぞれの加入者、

その個人、人について回るということでもありますから、例えば、市内で今お家があって、また別のところへ家を建てて、また加入申し込みしようというときは、無料でというか、権利もついて回るということですから、無料ということですよ。

それで、一宮の場合は土地でありますから、それで、よそへ行くとまたお金取られるということなのですが、できれば、それは1年以内に調整をしますとありますけども、それは尾西市さん、木曽川町さんに合わせて調整していただくと、一番やはりありがたいなと思いますけども、現実的にはどうなんでしょう。

例えば、一宮市で権利について回るために、新たにやろうと思うと、また申し込みを受けるわけですから、その都度加入金をいただいて、その加入金の割合が相当高いのでしょうか。だから、なかなか調整が難しいということなんでしょうか。これは1年以内に調整ですけども、やろうと思えばすぐできるような気がしますけども、いかがでしょうか。お教えてください。

川合 正高委員長

事務局の方、ご説明をお願いします。2点ございます。

浅野 光幸水道分科会長

まず、先ほどの消火栓という話ですけど、確かに今2市1町の中で、過去において、災害時含めての緊急連絡管という格好で、お互いに連絡網あります。ただし、それは先ほどの、緊急の場合ということですので、それを開けることによって、当然水圧のバランスが崩れると、赤水の発生の原因にもなるということですので、その辺につきましても、消防との話し合いの中で、消火栓を使うための圧が足りないということであれば、そこを開けることも今後の検討の課題かと思っていますので、その辺は消防の方と詰めていきたいと思います。

それから、加入金につきましても、これも加入金の始まる時、一宮ですと昭和50年に一応スタートしています。それで、何が一番いいかというのがそのときありました。それで、土地についている場合もありますし、その個人の方と。それで、今便利性からいえば、個人の所有、持って動くのが可能という、これが一番便利性があるかと思っています。

ただ、後々の維持管理、例えば、今ですとマッピングということをやっていますけど、そういう中でデータ管理のことを考えますと、土地についている方が便利であると。当然、個人についている場合ですと、幽霊というのですかね、そういう状態もありますので、それをどうするかということもありますので、当然、お出しする前段において、作業部会の方で十分検討をしました。

まず、調べるに当たって、当然それぞれが一件一件全部調べる必要があるという話の中で、今の新市の間までにやるべき、どちらがいいかはちょっと非常に難しい問題だと思いますけど、そういう中で、当然そのお金が絡みますので、その調整することによっては、お金のその貸し借りというのか、還付ということはどうなるとかわかりませんが、そういうことまでひょっとしたら発展するんじゃないかということで、まずは1年以内にいい方法を検討したいということで、一応こういうふうにお示しさせていただいたことかと思っています。よろしくをお願いします。

川合 正高委員長

梶田さん。

梶田 信三委員

わかりました。ありがとうございました。

因みに、先ほどの、例えば県内の自治体の水道料金の体系表、いろいろタイプ別にお教をいただいたんですが、その加入金に関しての県内のその状況というのは、どのような状況といいたいでしょうか、動きになっているのか、実態になっているのか、わかりましたら教えていただけませんか。

川合 正高委員長

事務局、お願いします。

浅野 光幸水道分科会長

まことに申しわけないのですが、手持ちの資料で加入金の状況はちょっとわかりませんが、まず、ほとんどのところが加入金の何かの制度をやっています。先ほどお話のありましたように、その加入金と連動しまして、給水を行う場合、水道本管がない場合において、配水管の敷設工事の補助というのですかね、それがあります。それとの連動がありますので、そこら辺の中で、一宮市の場合は 84 万ということにしていますけど、ちょっと古い資料ですけど、愛知県の中においては、大体 56 団体、これは当然、先ほどお話の中にあつた、その 54 団体とちょっと、当然、これ市町村、村の方まで多分入ってくる数字かと思えますけど、大体 56 団体が加入金制度をやっているという格好です。

川合 正高委員長

梶田委員さん。

梶田 信三委員

そうじゃなくて、それはそれでよろしいのですが、要するに加入金が、個人に権利がついて回っているのか、土地に権利がついて回るとするのか、その割合はどんなものでしょうかとお聞きしたかった、その中身を。加入金があるのは、それはほとんどあるのでしょうか。

浅野 光幸水道分科会長

次回のときに提出という格好でよろしくお願ひしたいのですが。

梶田 信三委員

はい、わかりました。結構です。

川合 正高委員長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

栃倉委員さん。

栃倉 勲委員

私の方から 1 点、教えていただきたいことがございます。

メーター使用料についてなんですが、メーター使用料は、2 年以内の料金統一に合わせて、メーター使用料を廃止するというご案内が載っておりますので、メーター使用料は 13 口径で 60 円と微々たるものでありますが、今まで料金徴収をされてみえて、2 年以降なくなるということでございますので、たとえ 60 円といえども、何万世帯といれば、その徴収料というのは莫大なものになってくると思うのですが。

多分、新しい料金体系の中で、その部分を組み入れたようなものを考えてみえると思うのですが、廃止するから、廃止することによって、どのような今まで得ていたものを振りかえていくとか、その財源の部分ですね、それを考えてみえるのであれば、ひとつその部分を教えていただきたいと思うんです。

が。よろしく願います。

川合 正高委員長

事務局、願います。

丹羽 正昇一宮市水道部業務課長

メーター使用料につきましては、県内の市町村のうち4市ほどが残っていると。この尾張地区がほとんど残っているというような形でございます。従いまして、メーター使用料というものは、お客さんから見ると、小売店で重量制で昔は目方を測って、幾らで買うというようなことがございましたが、その測り代をいただきますよと、こういうようなことではなかったかと思えます。そういったこともたびたび聞いてはおります。

ですから、今までの例としまして、その県内の水道事業の団体もメーター使用料は外してきたと、こういう経緯があるかと思えます。従いまして、今度の合併後、こういったメーター使用料は外させていただきたいと。この財源につきましては、財源と申しますか、メーター使用料、確かに固定的な収入というようなことにはなりませんけれども、これは、考え方としては基本料金の部分に入ってくるかと、こういったことで考えてはおります。よろしく願います。

川合 正高委員長

栃倉委員さん、よろしゅうございますか。

栃倉 勲委員

結構でございますが、4市が残っていたということをやっと初めて、勉強不足で申しわけないですが、4市のみだということですので、外していただくということで結構かと思えます。

その固定、基本料金の中に今後は組み込まれていくということも理解しましたので、あれですけども、ただ、13口径と100口径でのこの料金差がかなりあったなということもありまして、今度は同一で、多分料金体系の中でこの差が出てくるのだと思えるんですが、それが最終的に、今の段階では、その料金をどういうふうにするというのは、まだ決まっていないのであれなんですけども、一市民が見て、きっちりと納得できるような料金体系で、最終的に合併に進んでいっていただけたらなと思えますので、よろしく願います。

川合 正高委員長

ほかにご質問はございませんでしょうか。

五藤委員。

五藤 久佳委員

1点、質問させていただきます。

水道料金と下水道使用料について、2年後に新市において統一するということですけど、その2年間の間で、どのようなチェック機能で、どのように話し合われて決められていくのか。本来ですと、この場で決めたいところだと思うんですけども、私たちのこの手が離れた後、どういうふう決められていくかというのが、ちょっとわからないので、お聞かせ願いたいと思います。水道審議会という会もあると思うんですけども、そういう人たちが集まってやるのかもしれないけど、今のところ、ちょっと曖昧でわかりにくいので、よろしく願います。

川合 正高委員長

事務局。

丹羽 正昇一宮市水道部業務課長

まず、水道料金でございますが、事務局からの説明ありましたように、一宮は用途別でございます。ほかの尾西・木曽川につきましては口径別でございますが、一宮の用途別をまず口径別にすると、こういうことは、この事務のすり合わせの中で一応合意を見たところでございます。

ただ、この水量の段階ですね、基本水量 10 立方メートル持つのか、あるいは段階的に 20 で区切るのか、30 で区切るのかと、そういったことはまだ決まっておりませんが、これは合併した後の水道事業の経営状態ですね、そういったものの 3 事業体を合併しまして、当然損益収支や何かも出るわけでございますが、貸借対照表をつくりまして、その後、3 年ないし 5 年間の間にどれだけの経費が必要かということとを算定いたしまして、その分を基本料金なり、あるいは従量料金なりに割り振るといような形で、これは議会の方へ提案をさせていただいてお決めいただくと、こういう格好になろうかと思えます。

それから、下水につきましても同様のことでございます。ただ、下水道につきましては、一宮は既に料金をいただいておりますし、尾西さん、木曽川さんは来年からということもございしますが、会計そのものが違ってあります。一宮は公営企業会計ということで、いわゆる必要経費を受益者の皆さんにお願いをするといような形ではございます。尾西さん、木曽川さんにつきましては、特別会計といようなことでやってみえるわけでございますが、これを新市において企業会計方式でいきたいと、ということも事務事業のすり合わせの中で一応合意は見ておりますので、そういった形で公営企業会計法式といことでやってまいりたいと思えます。

従いまして、水道と同じように必要経費になる部分につきまして、先ほど一般会計からの補助金といようなこともございします。それから、雨水については公費負担と、そういった原則を踏まえまして、汚水に係る部分で受益者の皆さんに負担願うのはこれだけだといようなことで、これまた議会の方へ提案をさせていただきたいと、思っておりますので、よろしく願いいたします。

川合 正高委員長

五藤委員さん、わかりましたか。

五藤 久佳委員

最終的には、水道部の方の案を議会で決めていくといような内容でよろしいでしょうか。

川合 正高委員長

五藤委員さんは、要するに、2 年といのは、この合併協議会の中では協議できない、結論は出せないといことをおっしゃってみえるわけですね。だから、最終的に、ただいまおっしゃいましたように、こういう機関で協議してくれと、引き続きしますといお話だったと思うんですが、要するに、もう議会か企業会計か、そういったところで進めていくといことだろうと思うので、合併後のお返事を今なさってみえたと思うのですが、それで納得できますか。

五藤 久佳委員

要するに、この場で決めることができないので、先送りみたいな感じで、2 年間で調整しましょうといことだと思うんですけど、その際に、この会以外の会ができて、そういう検討をされていくといのか。

川合 正高委員長

もちろん、ただいまおっしゃったように、そういう機関で協議をしていくということでございます。

五藤 久佳委員

わかりました。ありがとうございました。

川合 正高委員長

ただ、それにご納得いただけるかどうかという問題だと思いますが。

五藤 久佳委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

川合 正高委員長

よろしゅうございますか。

五藤 久佳委員

はい。

川合 正高委員長

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

中島委員さん。

中島 路可委員

ちょっと気になるんですが、今、決められるときに、どなたがお決めになるのですかということだと、五藤さんの質問と同じことだと思うのですが。それを、例えばこれ、水道料金、どっちみち今までのこのデータから見ますと、そんなに大したこと、変わりはないよということかもしれませんが、もう少し根幹にかかわる事項について、先送りになったときに、例えば、尾西の丹羽市長が住民投票云々というようなことをおっしゃっていますけど、そんなものは要らないのだという議論も実は議会でやるんだと。それは一つの自治法その他に定められた流れかもしれませんが。

それは、それとして置いて、そうすると、どの議会がされるかということで、場合によっては、合併の形態が編入でいくのか、例えば、対等合併でいくのかということで、決定団体の利益誘導ということが、ちょっと言葉悪いですけども、行われ得る可能性はないのかということが一つありますね。

そういう意味では、今、五藤委員の方から言われたように、どこの団体、我々が、つまりそういう団体をつくって、そこで料金を決めていただくのですよということで、それは、もうそんな細かいことまで今このところでやるといったって、それは無理だと思いますので、そういう例えばやり方について決めておいていただくということは、あっても差し支えないような気がするんですけども。

川合 正高委員長

わかりました。

それじゃ、その点について、事務局の方から答弁していただきますので、よろしくをお願いします。

伊神 正文事務局課長

先ほど、私からの説明で、この合併協議会の中で最終的な、例えば、今の水道料金ならば、料金を決定して皆様方にお諮りいただくのがベストであるというようなことは申し上げました。しかしながら、いろんな要素があり、今合併協議会の中では決められないというのは、この水道料金だけではなく、ほかの小委員会についても、正直申し上げてございます。

それらについてはどうするのかということでございます。五藤委員さんがおっしゃったように、我々

の手を離れてしまうということをおっしゃってみえますが、今この委員会の中、あるいは協議会の中で決めていただくのは、2市1町のその2年間なら2年間、3年間なら3年間の中で決定をするということ、申し訳ありませんがお決めいただいて、その後は、新しい市の議会、これは今、中島委員さんがおっしゃった編入・新設にかかわらず、新しい市の議会において、その料金等が決められていくということでございます。繰り返しますが、最終的には、市長が提案して、議会がそれを認めて決定されるということでございます。よろしくお願い申し上げます。

川合 正高委員長

よろしゅうございますか。

それでは、そのほかにありませんでしょうか。ございませんか。

ほかにご意見もないようですので、この点につきまして、お持ち帰りいただいて、次回までにお考えをまとめていただきたいと思います。

それでは続いて、協議第2号「建設関係事業について」を議題とさせていただきます。

事務局、お願いします。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

次第の2ページをお願い申し上げます。

協議建設第2号、建設関係事業について、協定項目第23-22号。調整方針を読ませていただきます。

市町道の認定・廃止については、合併時に一宮市の制度に合わせる。

公営住宅の使用料については、17年度については現行どおりとし、その後、3年間で規定額の基準に統一する。

市街化区域及び用途地域及び防火地域等の見直しについては、新市移行後、新市建設計画等も踏まえ、都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定し、それに基づいて見直しを含め検討するというところでございます。

お手元の協議附属資料の方をお願い申し上げます。建設関係事業でございます。

はねていただきまして、1ページでございます。

市町道の認定・廃止について、調整方針を見ていただきますと、合併時に一宮市の制度に合わせるということで書かせていただいております。一宮市と尾西市、木曽川、何が違うかといいますと、その市道の認定基準というのを一宮市は持っておりまして、米印で真ん中辺にあります、市道路線認定基準、目的等々書いてございます。こういった基準に従って、一宮市の場合は認定し、廃止をしているということでございますので、この基準に基づいて、今後も2市1町でやっていきたいと。

あと、もう一つ3行目に書いてございます。市道認定廃止協議会というのがございます。ここで協議した結果を議会に提出するというところでございますので、この2つをもって、一宮市の制度に合わせるというふうな調整方針にさせていただいております。

右の方に、道路の現状ということで、2市1町の現在の延長とか、改良率、舗装率を掲げさせていただいております。

はねていただきまして、2ページでございますが、公営住宅の管理ということで、一宮市・尾西市・木曽川町、今2市1町が現有している公営住宅等のあらましを書かせていただいております。

その下に、公営住宅の使用料というのがございます。これは、細かい数字がたくさん並んでおりますけども、この説明については、恐れ入りますが、9ページの方をお願いできますでしょうか。9ページと今の2ページを見比べながら、よろしく願い申し上げたいと思います。

9ページのところに、住宅の使用料ということで、家賃はどのように決まるのかという算式がございまして、家賃算定基礎額掛ける利便性係数云々というふうでございます。まず、家賃の算定基礎額というのは、その下の表に4項目掲げてございます。いわゆる所得金額によって、家賃の算定の基礎額が決まってくるというものでございます。月の所得が12万3,000円以下の方は3万7,100円が算定基礎額になりますよと。それで、つらつらとって、20万円以下が6万1,400円、といいますと、20万円以上の所得のある方は公営住宅には入居できないということになります。ただ、これについては、障害をお持ちの方等、特例はございます。

次に、利便性係数、これを2ページの方に戻っていただきますと、例えば、一宮の花祇住宅が0.9615、松降住宅が0.964ということで数字が書かれておりますけども、この利便性係数というのは、この住宅のある場所や、周辺地域の状況や、あるいはその住宅の設備の利便性で決められる数字であるということで、0.7以上1以下で定めるということであります。ですから、1に限りなく近ければ、周辺地域の利便性もいいし、住宅設備もなかなかいい住宅であるということが言えるかと思えます。因みに木曽川は、もうこれ以上下がらない0.7というふうになっております。

次に、市町村立地係数ということで、これは国が定める数字でございます。係数でございます。一宮市が0.85、尾西が0.75、木曽川が0.80ということで決められておるんですが、合併をすると、一番高いところになるということになってまいりますので、一宮の0.85が採用されるということでございます。

そのほか、規模係数、面積が大きければ係数が高くなるということでございます。あと計年係数、そのとおりで、少し年がたてば、だんだんぼろくなりますので、その係数を掛けて、計算していきますと、その人、その人にかかる家賃が出てくるということでございます。これは全国一律でございます。

一番下に、計算例といたしまして、一宮の花祇住宅の例が掲げてございます。3万7,100円ですから、所得金額が12万3,000円以下の方の例と20万円以下の方の例を掲げさせていただきますと、それぞれ2万8,000円、4万6,400円という家賃がはじき出されるということでございます。

さて、2ページにお戻りいただきますと、その調整は、ではどうするのかということでございますが、17年度、合併年度、合併を17年3月と仮定いたしまして、17年度は現行のまま、その後3年間で統一を図ってまいりたいということでございます。

次に、3ページの4の公営住宅入居者の資格でございます。

これは、調整方針といたしまして、一宮市の制度に合わせるということになっております。一宮市を見ていただきますと、市県民税の滞納がないこと、これが条件の一つであるということでございますが、尾西市を見ていただきますと、市税の滞納がないこと、いわゆる市税どれを滞納してもだめ、尾西市の場合は。ところが、一宮市の場合は、固定資産税は滞納しても、市県民税の滞納がなければOKということになってまいりますので、ややお使いいただく住民の方にとっては条件が緩いということになってまいります。そういったことを鑑みまして、一宮市の制度に合わせるという調整方針とさせていただきます。

次に、5の使用料の減免でございますが、これは各市町で減免規定を持っておりまして、2市1町書いてございますが、これもそれぞれ差がありまして、なかなか一朝一夕でちょっと統一は難しいということございまして、新市において、1年以内に制度を見直して統一を図ってまいりたいという調整方針になっております。

続きまして、4ページ、5ページでございます。

市街化区域の見直しと、7の用途地域及び防火地域等の見直しでございます。

現状の都市計画区域面積とか市街化区域面積を掲げさせていただいております。5ページにおいては、用途地域の種別の面積を書かせていただいております。これも調整方針はいずれも一緒でございます、新市に移行後、新市建設計画等も踏まえながら、都市計画のマスタープランを策定し、それに基づいて、見直しを含め検討をしていくということでございます。

その5ページの用途地域の一番下のところに、生産緑地地区というのがございます。これが一宮128ヘクタール、尾西市が38ヘクタールございますが、この生産緑地について、ちょっとご説明したいと思います。

6ページをお願い申し上げます。

生産緑地となっておりますが、一宮市、尾西市で、それぞれ127.9ヘクタールと37.9ヘクタールということで指定されております。これは、合併することによって、今、一宮市、尾西市は市でございます、表の中に(参考)といたしまして、特定市街化区域農地となっておりますが、三大都市圏、東京・大阪・名古屋の近隣の市は、その三大都市圏の特定市として、この市街化区域内の農地については、こういった特定市街化区域農地ということで評価されておまして、これになることによって、これは当然、土地をお持ちの方の最終的には判断でございますが、生産緑地の指定受けることができるということになってまいります。

調整方針を見ていただきますと、平成17年12月を目途に、木曽川町地域の生産緑地地区の都市計画決定を行うということで書かれておりますけれども、では、生産緑地というのは何かということでございます。

先ほど申しましたように、市街化区域内の農地を、本人さん、土地の所有者が希望すれば、生産緑地の指定になるということでございます。それで、生産緑地に指定される要件といたしましては、このページの中ほどにあります。生活環境機能を備え、将来の公共施設用地として適していること。あるいは、500平方メートル以上の規模の区域であること。の農業の継続が可能な条件を備えていることというようなことがございますが、は、それほど厳密に条件が付されているわけじゃなくて、概ね500平米以上の規模があれば、一団の区域があれば大体OKということになるようでございます。つまり、市街化区域内の農地というのは、本来宅地並み課税になってまいりますので、そこそこの税金がかかってまいります。しかしながら、生産緑地に指定されれば、これは調整区域の農地並みの税金になってまいりまして、非常に安い税金になってまいります。

しかし、その反面、その指定されることによって、ある一定の義務が課されます。といいますのは、下の方の、生産緑地地区に指定された場合の規制や優遇措置などの特徴ということになっておまして、今私が申しましたのは、一番下のの三大都市圏の特定市では、財政上の優遇措置が受けられるということで、これは特定なのでございますが、いわゆるその義務といいますか、については、の、建物を

建てたり、宅地造成はできませんと。それから、生産緑地の指定を受ければ、30年間はその宅地化したりできませんと、ずっと営農をしていただく必要があると。これは30年経過か、本人が死亡するまでずっと続くよということでございますので、あくまでも、この市街化区域にある農地については、営農をしていただくための土地利用ということの制限が加えられるというご理解をしていただきたいと思います。

あと、7ページ、8ページについては、関係法令と、建設関係の先進地の書きぶりを示させていただいております。後ほどご覧いただきたく存じます。

私からの説明は以上でございます。

川合 正高委員長

事務局より説明が終わりました。

それでは、この点につきまして、何かご質問ございましたら、お願いいたします。

大島委員さん。

大島 千恵子委員

6ページの、ただいまお話ありました農地の生産緑地のことなのですが、指定後30年を経過した場合、それが解除になった場合は、どのような税金になりますか。

川合 正高委員長

事務局、今のご質問の意味わかりますか。

石田 卓建設分科会長

ここに、それぞれ要件が書いてございますけども、30年以上経過した時点では宅地並み課税になります。これは市街化区域だけのものです。

川合 正高委員長

ほかにございませんか。

二ノ宮 和雄一宮市企画部企画政策課長補佐

すみません、今の件なのですが、30年経過しますと買い取り申出ができます。買い取り申出がされない場合は、そのまま生産緑地地区なものですから、農地課税のままいくという形になります。ですから、買い取り要件が、死亡または30年経過ですので、それによって農地が宅地になるということではございません。よろしいでしょうか。

大島 千恵子委員

はい、ありがとうございました。

川合 正高委員長

よろしゅうございますか。

ほかにご質問ございますでしょうか。

梶田委員さん。

梶田 信三委員

住宅のことで現状をお聞きしたいのですが、というのは、各市町、一宮市は住宅マスタープランというのを持っておりますけど、尾西市さん、木曽川町さんは、マスタープランなんかはお立てになっていないのでしょうか。それと同時に、それをもとに、今度は新市になりましたら、総合的にもう一度見直し

てマスタープランを立て直すということになりますか。お教えください。

川合 正高委員長

はい、事務局、お願いします。

鈴木 茂一宮市建設部建築住宅課長

はい、お答えいたします。

委員ご指摘のように、一宮市は住宅マスタープランを策定しております。尾西市についても策定は終わっております。木曽川町については、今年度策定されるというふうに聞いております。

合併後につきましては、それぞれの実情を合わせたプランですので、特に全体でもう一度マスタープランを見直すという考えは持っておりません。それぞれのものを合わせた形での事業を進めるという格好になろうかと思えます。

川合 正高委員長

梶田委員。

梶田 信三委員

そうですか、すみません、わかりました。というのは、この今の住宅の現状ですよね、見せていただいていますけども、住宅の戸数とか、その中身については、それぞれ大分その地域によっては差があるわけですよね。

ですから、木曽川町さんはまた木曽川町さんで、今後のマスタープランで、現在が、例えば公営住宅47戸で、その単独の住宅30戸ということで、記載がありますけれども、これをどのぐらいにマスタープランでは計画をされているかわかりませんが、やはりそれぞれの地域によって、特に最近は単独独居の方が多し、高齢者の方も多くなっておりますし、そういう面で見たとときに、そういう全体的な見直しというか、そういうものも必要かなというような気もいたしましたので。

それぞれの地域で、そういう高齢者率とか、単独の世帯の割合とかいろいろ変わってまいりますから、それぞれの地域で違うのでしょけれども、もう少し全体的にひとつ見直してもいいのかなという気がしたもんですから、お話をさせていただきましたが、もう一度、できましたら中身を精査していただきまして、よりよい方向に向かえばありがたいと思っていますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

川合 正高委員長

わかりました。

ほかにご質問はございますでしょうか。

杉本委員。

杉本 尚美委員

すみません、1点だけお願いします。

3ページの「5. 使用料の減免」というところなのですが、これについても、新市において1年以内に制度を見直し統一するということになっていますが、パーセンテージをしてみると、一宮市と木曽川町とを比べました場合、結構な差があると思うのですが、これをどのようにして、先ほどの水道料金と全く同じ質問なんですけれども、これ、事務局の方でどのように統一していかれるおつもりなのか、方向性はもう既に持っていらっしゃるのでしょうか。もし持っていらっしゃるということであれば、教

えていただければと思います。

川合 正高委員長

事務局、お願いします。

鈴木 茂一宮市建設部建築住宅課長

この減免制度、ご指摘のように、木曽川町と一宮市とは相当率の違いがございます。簡単に言いますと、一宮市で10%減額をしているところでは、木曽川町では30%、一宮市が20%、30%減額をしているところは50%という差がございます。因みに、尾西市については、制度はございますが、利用されている方は実質ないということがございます。木曽川町さんの利用率が、ちょっと今データがございませんですが、パーセンテージ的には、一宮市と比べれば、件数的にはそう大きくないだろうというふうに思っております。

前置きはこの位にしておきまして、正直申し上げまして、一宮市が30%、50%の減免をいたしますと、相当金額、家賃の減収になると思っております。そういったことから、最高でも、最低でもと言いましようか、一宮市の減額のところへ納まるといいというふうに思っております。むしろ受益者負担ということからいきますと、もう少し簡素化した方がいいという意見も出るのではないかという、逆にそういう考えを持っておりまして、減免率がもう少し下がる可能性も、一つは、全体の流れとしてはあろうかと思っておりますが、今ここで明言することはできません。

ただ、少なくとも木曽川町さんのパーセンテージに合わせるということは、ちょっと無理ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

杉本 尚美委員

ありがとうございます。

木曽川町のパーセンテージに合わせることは恐らく無理だろうと思っておりますが、なるべくこの当該者というか、当事者の方が変化の少ない形で、しかも地方公共団体としての収入が減っていくことにならないように、うまいところで調整をつけていただければと思いますので、ちょっと一つ意見として心にとめておいていただけるとありがたいと思います。

ここに該当される方というのは、水道料金と違って非常に限られた方になってくると思っておりますけれども、そういう方のお立場とか、生活のことについても、やはりみんなで考えていくべきだと思いますので、なるべく負担のかからないような形で考えていただけたらと思いますけれども。よろしく申し上げます。

中島 路可委員

ちょっと関連するようなことですので、ちょっと一つ付け加えて。

一つは読み方の問題かもしれませんが、3ページの今の同じところになりますが、使用料の減免のところ、一宮市のところの3番の世帯の合計所得金額が云々というところですね。これは数字の遊びになっちゃうのでしょうか、どういうことでしょうかね。

アなんて、例えば、所得月額がゼロ円は家賃の30%減免というのですけれども、所得がないわけですから、お金払えないわけですよ、これ。それから、イのところも、やはり1円から3万750円までは20%減、1円という意味は、これはもうゼロと読んで差し支えない、常識的には数字だと思いますが、そこ

ら辺はちょっとよくわかりませんが、読み方の問題かもしれません。

川合 正高委員長

事務局、お願いします。

鈴木 茂一宮市建設部建築住宅課長

お答えいたします。

これは、収入金額ではございません。所得金額でございますので、収入金額から基礎控除を引いた残りがゼロ円という考え方でございますから、無収入ということではありません。通常、本当に無収入の方ということになりますと、一般的には生活保護を受けられているというようなことになりまして、生活保護費が入ると。その方には、別途住宅手当もつくということで、その方からは減免なしで手当分をいただきます。これは、所得でございます、収入ではございませんので、収入はあるということでございます。

中島 路可委員

わかりました。ありがとうございました。

川合 正高委員長

あと、杉本委員の質問についてお答えください。

鈴木 茂一宮市建設部建築住宅課長

すみません、それから減免のことでございます。

一つは、その前のページの2ページを見ていただきますと、木曽川町の家賃というものについては、例えば、南新開住宅1,300円から1万6,300円ということで、50%減額をいたしましても金額としては小さい。一宮市の一番上の花祇住宅、1万7,300円から3万9,000円。

その中で、これは最低額の人のもた減額になるわけですから、それが50%ということになりますと1,300円の50%と1万7,300円の……、ごめんなさい、違う数字でした。一宮の花祇住宅、2万8,000円ですね。2万8,000円の方の下のもた減額ということで1万4,000円減額しないといけない。木曽川町の場合は、1,300円の減額の650円という形で、その辺もご理解をいただきまして、委員さんのご意見といたしましては真摯に受けとめさせていただきたいと。ご事情をご説明させていただきました。

以上でございます。

杉本 尚美委員

どうもありがとうございました。

川合 正高委員長

よろしゅうございますか。

副委員長さん、どうぞ。

時田 晴彦副委員長

公営住宅の使用料の件ですが、数字は、こう並べている。要は、一宮市、尾西市、木曽川町には、もうそれなりの、今出ている一宮市の一番上の花祇住宅、尾西の場合は東五城団地、木曽川町の場合は南新開住宅、これが新しい。3年後、どういう形になってくるかという値段はすぐ出るのでしょうか。こんな数字だけではいけない。

だから、要は3年後には、ここの市町のこの花祇住宅は幾らになりますよと、東五城団地はこうなり

ますよと、そのくらいのことくらいはわかるようにしないと、数字を出して、3年後はこう変わりますと、そんな簡単なものじゃないよ。現実にこれざっとみると、木曾川町さんの家賃は上がるんじゃないの。それ納得できるの、3年後に。人間が3年後に全部入れかわればいいよ。その辺のところをよく考えて。まやかしいけない。やっぱり気持ちよく進めて、出して、協議していかないといけない。出るんでしょ。

鈴木 茂一宮市建設部建築住宅課長

出ます。

時田 晴彦副委員長

それなら出しなさいよ。そこはぱっと、あんたら頭がいいから、私頭悪いので、これがこのままでいいのかなと。3年後の大体の数値だけは言ったらどうか。

川合 正高委員長

はい、事務局、お願いします。

鈴木 茂一宮市建設部建築住宅課長

副委員長さん、ご指摘の件でございますが、資料としてはお出しいたしてありませんが、試算はいたしております。一宮の場合は家賃は変わりません。尾西市さんの場合は、0.75の係数が0.85になります。因みに、東五城団地につきましては、1万7,300円が、試算では1万9,600円、3万9,000円の試算が、試算では4万4,200円という試算値を持っております。高い方で5,000円ちょっと、安い方で2,300円ほど上がる可能性はあります。

また、木曾川町さんにおきましては、南新開住宅、最初の行でございますが、1,300円の方が1,500円、1万6,300円の数字が1万9,700円という数字でございます。

時田 晴彦副委員長

そうやって数字をあげるとよくわかる。

川合 正高委員長

ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川合 正高委員長

ほかにご意見もないようですので、これもお持ち帰りの上、次回までにお考えをまとめていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、次第3、その他に入ります。

事務局より説明をお願いします。

森 輝義事務局長

それでは、3ページ資料3をご覧いただきたいと思っております。その他につきまして、ご説明を申し上げます。

次回「第3回建設小委員会」は、平成15年11月19日水曜日午後2時から、この場所で予定しております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

川合 正高委員長

ただいま次回のところまで来ました。

本日は、本当に慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、当委員会、閉めさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後3時28分 開会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成15年10月30日

会議録署名委員 川 合 正 高 (自署)